

【最低生活費 = A + B + C + D + E + F】

(単位:円/月額)

生活扶助基準(第1類)				
年齢	基準額①		基準額②	
	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0~2	19,570	18,600	17,640	16,670
3~5	24,680	23,450	22,240	21,010
6~11	31,900	30,320	28,750	27,170
12~19	39,400	37,460	35,510	33,560
20~40	37,710	35,840	33,980	32,120
41~59	35,750	33,990	32,220	30,450
60~69	33,800	32,140	30,460	28,790
70~	30,280	29,120	27,290	26,250



通減率①				
世帯人員	2級地-1		3級地-1	
	2級地-2	3級地-2	2級地-1	3級地-2
1人	1,000	1,000	1,000	1,000
2人	1,000	1,000	1,000	1,000
3人	1,000	1,000	1,000	1,000
4人	0,950	0,950	0,950	0,950
5人	0,900	0,900	0,900	0,900



通減率②				
世帯人員	2級地-1		3級地-1	
	2級地-2	3級地-2	2級地-1	3級地-2
1人	1,000	1,000	1,000	1,000
2人	1,000	1,000	1,000	1,000
3人	1,000	1,000	1,000	1,000
4人	0,950	0,950	0,950	0,950
5人	0,900	0,900	0,900	0,900



生活扶助基準(第2類)				
世帯人員	基準額①		基準額②	
	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	40,670	38,660	36,640	34,640
2人	45,010	42,790	40,560	38,330
3人	49,900	47,440	44,970	42,500
4人	51,660	49,090	46,540	43,990
5人	52,070	49,510	46,910	44,360



生活扶助基準(第1類+第2類)①

生活扶助基準(第1類+第2類)②

※各居宅世帯員の第1類基準額を合計し、世帯人員に応じた通減率を乗じ、世帯人員に応じた第2類基準額を加える。



生活扶助基準(第1類+第2類)①の3分の0 + 生活扶助基準(第1類+第2類)②の3分の3【A】



加算額[B]		
	2級地	3級地
障害者(在宅の場合)		
身体障害者障害程度等級表1・2級に該当する者等	24,470	22,630
身体障害者障害程度等級表3級に該当する者等	16,310	15,090
母子世帯等		
児童1人の場合	21,200	19,820
児童2人の場合	22,890	21,200
3人以上の児童1人につき加える額	850	780
中学校修了前の子どもを養育する場合(子ども1人につき)	15,000(3歳未満の場合)	10,000(3歳以上の場合)

※該当者がいる場合だけ、その分の加算を加える。

住宅扶助基準[C]

実際に支払っている家賃・地代(基準額の範囲内で実費相当を支給)



教育扶助基準、高等学校等就学費[D]			
	小学生	中学生	高校生
基準額	2,210	4,290	5,450
学習支援費		2,630	4,450

※このほか、必要に応じ、教材費や入学金(高校生の場合)などの実費が計上される。



介護扶助基準[E]

居宅介護等にかかった介護費の平均月額



医療扶助基準[F]

診療等にかかった医療費の平均月額



最低生活費認定額

※このほか、出産や葬祭などがある場合は、それらの経費の一定額がさらに加えられる。